

## 入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年3月4日

香川県西讃土木事務所長 西川 積

### 1 入札に付する事項

#### (1) 委託業務名

河川管理施設安全確保事業 一の谷川七間橋防潮水門外28水門 水門保守点検業務

#### (2) 委託業務の要求仕様

仕様書による

#### (3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### (4) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

### 2 契約書作成の要否

要

### 3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

#### 【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付書類」欄に添付すること。

#### 【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和8年3月25日16時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（河川管理施設安全確保事業 一の谷川七間橋防潮水門外28水門 水門保守点検業務）」とすること。

提出先：seisandoboku@pref.kagawa.lg.jp

### 4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和8年3月4日から令和8年3月10日まで（香川県の休日定める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分～午後5時）

郵便番号768-0067

香川県観音寺市坂本町七丁目3番18号

香川県西讃土木事務所総務課 庶務・経理担当

電話番号：0875-25-1001 FAX：0875-24-1644

なお、電子入札システムにおいても閲覧に供する。

## 5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年3月10日午後5時までに、4に示した場所に対し文書で行うこと。ただし、FAXでの質問も可とする。

回答は、令和8年3月12日から令和8年3月13日までの間（休日を除く午前8時30分から午後5時まで）、4に示した場所に置いて閲覧に供するとともに、電子入札システムで公開する。

## 6 入札及び開札

### (1) 電子入札システムによる入札期間

令和8年3月23日 午前9時から

令和8年3月25日 午後4時まで

### (2) 開札の日時

令和8年3月26日 午後1時

### (3) 開札の場所

香川県西讃土木事務所総務課

## 7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否 否とする。

## 8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年3月16日午後3時までに入札保証金・契約保証金減免申請書の電子データを、電子入札システムによる一般競争入札参加確認申請に添付して提出すること（添付が困難な場合は、4に示した場所に紙提出でもよい。）。

## 9 入札者の参加資格

次に掲げる要件すべてを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。
- (3) (2)の競争入札参加資格において、香川県内に本社(本店)を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- (4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置又は香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第456号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (6) 次の要件をすべて満たす業務の元請業者としての実績があること。
  - ① 国の行政機関等又は地方公共団体が発注した業務であること。
  - ② 平成20年4月1日以降に引渡し完了した業務であること。

③鋼製の水門、転倒堰、陸閘の保守点検業務であること。

(7) 本業務の配置予定管理技術者は、本公告日現在で次のいずれかひとつの条件を満たし、かつ鋼製の水門、転倒堰、陸閘のいずれかの保守点検業務の実績があること。

①機械または電気に関する学科を卒業後、

- ・高等学校10年以上の実務経験を有する者。
- ・高等専門学校5年以上の実務経験を有する者。
- ・大学3年以上の実務経験を有する者。

②15年以上の実務経験を有する者。

(8) 24時間の連絡体制を有していること。

#### 10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、令和8年3月16日午後3時までに、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行い、その際に併せて、9の(6)から(8)の要件を満たすことを証明する電子データを添付すること(添付が困難な場合は、4に示した場所に紙提出でもよい)。当該電子データの内容について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

一般競争入札参加資格確認申請の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和8年3月17日までに通知する。

#### 11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

#### 12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

#### 13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

#### 14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日(休日の日数は、算入しない。)以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

#### 15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

#### 16 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。
- (3) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。
- (4) 契約締結後に管理技術者を変更する場合は、第9の(7)に掲げる要件を満たす者であること。